

第5章 計画段階配慮事項の検討に係る調査・予測及び評価の手法

1 調査・予測及び評価の手法

本事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査・予測及び評価の手法は、表5.1-1に示すとおりである。

本事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うにあたり、その検討に必要な地域特性に関する情報を把握する範囲は、事業実施想定区域から概ね半径2km以内の区域を基本とし、適宜、調査対象項目により適切な範囲に設定した。

なお、情報を把握する範囲の設定は、本事業による環境への影響が最も広範囲に及ぶものとして考えられる煙突排ガスの最大着地濃度出現予想距離を基に、次の点を勘案し設定した。

- ・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省）において、煙突排ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んで設定した例が示されている。
- ・計画施設における最大着地濃度出現予想距離は、類似事例を参考とすると約0.5～1.0kmと考えられる。また、最近の事例（一般廃棄物処理施設整備に伴う環境影響評価書 平成24年4月 佐賀西部広域環境組合 処理能力：102.5t/24h×2炉、煙突実体高：59mm）においても、最大着地濃度出現距離が約0.6kmであった。

表 5.1-1(1/2) 調査・予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査・予測及び評価の手法		
環境要素の区分	環境要因の区分			
硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 大気質に係る有害物質	施設の稼働 (排ガス)	調査すべき情報	(1) 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び大気質に係る有害物質（塩化水素、ダイオキシン類）の濃度の状況 (2) 気象の状況 地上気象（風向・風速）	
		調査の基本的な手法	(1) 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び大気質に係る有害物質の濃度の状況 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理による。 (2) 気象の状況 久留米地域気象観測所における観測データの収集、整理による。	
		調査地域	対象事業実施想定区域から半径5km ¹⁾ の範囲とする。	
		予測の基本的な手法	プルーム式による短期予測計算により、気象の状況を勘案した気象条件を設定し、計画施設（北西部煙突南側配置案、南部煙突南側配置案、南部煙突北側配置案）煙突からの寄与濃度について予測する。	
		予測地域	硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び大気質に係る有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、情報を把握する範囲の半径2kmの範囲とする。	
		評価の手法	各計画施設案における重大な環境影響の程度を比較、整理し、重大な環境影響について検討する。	

注：1) 情報を把握する範囲を2kmと設定したが、その範囲に大気汚染常時監視測定局、地域気象観測所が存在しないことから、5kmに範囲を拡げて調査した。

表 5.1-1(2/2) 調査・予測及び評価の手法（景観）

項 目		調査・予測及び評価の手法	
環境要素の区分	環境要因の区分		
主な眺望点からの眺望 景観の変化の状況、眺望 点の改変の状況及び 景観資源の改変の状況	地形改変及び 施設の存在	調査すべき 情報	景観資源及び主な眺望点の状況
		調査の基本 的な手法	文献その他の資料調査及び現地踏査
		調査地域	対象事業実施想定区域から半径 2 kmの範囲とする。
		予測の基本 的な手法	眺望点及び景観資源と各計画施設（北西部敷地 煙突南側配置案、東部敷地煙突北側配置案案、東 部煙突南側配置案）との位置関係を整理し、主な 眺望点からの眺望景観の変化の状況、眺望点の改 変の状況及び景観資源の改変の有無について予測 する。また、代表的な眺望点から計画施設を見た ときの仰角を算出する。以上の結果から新施設の 存在が眺望景観等へ与える重大な環境影響の有無 等について予測する。
		予測地域	調査地域に同じ。
		評価の手法	各計画施設案における重大な環境影響の程度を 比較、整理し、重大な環境影響について検討す る。

2 選定の理由

調査・予測及び評価の手法は、指針及び「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」（平成25年3月、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）を参考とし、選定事項ごとに選定事項の特性及び配慮書対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討できる手法を選定した。